事業主のみなさまへ

令和5年10月より 最低賃金が改定されます

令和5年度の地域別最低賃金及び発効年月日が発表されました。

埼玉県は10月1日より、現行の987円から1,028円へ変更です。

都道府県によって賃金が異なりますので、複数の県に事業所がある事業主様はご注意ください。

例) 埼玉県の事業所の月給者で平均所定労働時間が160時間の場合

1,028円×160時間=164,480円以上の金額にする必要があります!

	現行	令和5年度	発効年月日
埼玉	987円	1. 028円	令和5年10月1日
群馬	895円	935円	令和5年10月5日
東京	1. 072円	1. 113円	令和5年10月1日
神奈川	1. 071円	1. 112円	令和5年10月1日
千葉	984円	1. 026円	令和5年10月1日
茨城	911円	953円	令和5年10月1日
栃木	913円	954円	令和5年10月1日

「キャリアアップ助成金」正社員化コースを活用してみませんか?



パート・アルバイト等を正社員にした場合に、事業主に対して助成を行う制度です。



非正規雇用労働者として雇用



正社員として6カ月雇用

申請期間

正社員化

■助成金の金額(1人当たりの助成額)

正社員前雇用形態企業規模	有期雇用労働者	無期雇用労働者
中小企業	57万円	28万5,000円
大企業	42万7,500円	21万3,750円

■受給条件

助成金の受給には以下の3つの条件を満たす必要があります。

転換前6カ月間の賃金より 3%以上増額させること

キャリアアップ計画の 作成・提出

就業規則等に基づく 正社員化 正社員化後 <u>6か月の賃金</u>の支払



★令和5年10月の 土曜日はお休みです。 ★ ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所 TEL: 048 - 571 - 2231 FAX: 048 - 570 - 1929

URL: http://www.terazei.com/

